

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社チェンジと称し、英文では、CHANGE Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種アプリケーションの企画、開発及び販売事業
2. センシング技術を利用したモバイルアプリケーションの企画、開発及び販売事業
3. クラウド・セキュリティソリューションの導入、企画、保守及び管理事業
4. モバイル端末・ウェアラブル端末の導入、企画、保守及び管理事業
5. I o T 技術を活用したデータ収集、分析、提供及び販売事業
6. VR・AR技術を活用したソリューションサービスの企画、提案、提供及び販売事業
7. 先端技術を活用した事業の企画、開発、運営及びコンサルティング事業
8. 各種コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、開発及び販売事業
9. 先進的な技術、ツール、方法論を用いた人材育成のための講座・セミナー・研修会等の企画、運営及びコンサルティング事業
10. 先端技術を活用した全産業に対する変革サービスの企画・開発・実行
11. 労働者派遣事業、有料職業紹介事業並びに人材の職業適性能力開発のための研修、指導及び教育事業
12. M&Aに関する仲介、斡旋、コンサルティング及びアドバイザー業務並びに投資事業
13. 各種事業への投資業務及び投資育成業務
14. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、184,320,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

- 2 代表取締役が事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役がこの任にあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主又は株主の法定代理人は、当社の議決権を行使することができる他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
- 4 取締役の解任は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議によって行う。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

- 2 代表取締役に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役がこの任にあたる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までにこれを発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該議決につき決議に加わることのできる取締役の全員の書面又は電磁記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他職務上の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第31条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等については、株主総会決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とし、事業年度の末日を決算期日とする。

(剰余金の配当の基準日)

第47条 当社は、株主総会の決議により、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録さ

れた株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うものとする。

- 2 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の除斥期間)

第48条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

平成15年	3月24日定款認証
平成16年	5月19日改定
平成17年	2月 8日改定
平成18年	5月27日改定
平成18年	7月19日改定
平成20年	6月29日改定
平成21年	3月 1日改定
平成21年	8月22日改定
平成21年	8月31日改定
平成26年	6月21日改定
平成26年	9月 9日改定
平成26年	11月 1日改定
平成27年	1月30日改定
平成27年	12月21日改定
平成28年	7月14日改定
平成28年	7月29日改定
平成29年	12月20日改定
平成30年	7月 1日改定
平成31年	1月 1日改定
2020年	9月 1日改定
2021年	1月 1日改定